

令和3年度 冬季剣道段位（高三段～五段）審査会開催要項

1. 日 時

- (1) 四段・五段 令和4年2月6日（日）
受付時間 8時30分～9時00分
審査開始 9時30分
- (2) 高校三段 令和4年2月6日（日）
受付時間 12時00分～12時30分
審査開始 13時00分

2. 会 場

福岡市総合体育館 サブアリーナ
福岡市東区香椎照葉 6-1-1 TEL092-410-0314
※受審者以外入場できません、送迎は駐車場まででお願いします。

3. 受審資格

高校三段・・・二段受有後2年以上修業した者。
(令和2年2月29日以前に取得した者)

四 段・・・三段受有後3年以上修業した者。
(平成31年2月28日以前に取得した者)

五 段・・・四段受有後4年以上修業した者。
(平成30年2月28日以前に取得した者)

※外国人の受審者で、現段を外国で取得の場合は、申し込みをする前に福岡県剣道連盟に問い合わせをしてください。

4. 審査方法

全日本剣道連盟 剣道称号・段級位審査規則・細則および（公社）福岡県剣道連盟段位審査規程による。

5. 審査科目

- (1) 実技
- (2) 日本剣道形（実技審査合格者のみ）
- (3) 学科

ア. 試験問題

- 高校三段
1. 「切り返しの目的と効果」について述べなさい。
 2. 「仕掛けていく技の種類」を書きなさい。
- 四 段
1. 「打ち込み稽古と掛かり稽古」の相違点を説明しなさい。
 2. 「日本剣道形太刀3本目及び小太刀2本目での指導上の留意点」を、それぞれ3つ（3本目）と2つ（2本目）を箇条書きにしなさい。

- 五 段 1. 「剣道の理念」を実現するため、あなたは「どのような事を心がけて」いますか。
2. 「日本剣道形修錬の必要性（効果）」について述べなさい。

イ. (公社)福岡県剣道連盟が配布したA4版学科試験答案用紙を使用すること。

ウ. 記述様式

予め、氏名・解答を直筆で記入すること。またコピー及びパソコン等による解答の提出は禁止いたします。

エ. 解答上の注意事項

- ・設問と異なる解答をした場合は、不合格とするので、十分注意すること。
- ・模範解答の丸写しでなく、自分の意見も述べること

オ. 解答レポート用紙の提出

審査申込書とともに事前に提出すること。

※学科試験解答レポート未提出の場合は、学科試験不合格となります。

※外国人の受審者で英語版の答案用紙が必要な場合は、事務局まで連絡ください。

6. 申込方法 審査料を下記 9. に振込み、①振込票のコピー②申込書③学科の解答を団体ごとに取りまとめ④一覧表を作成し、下記 7 に郵送で申込むこと。
(直接県に送っても受付しない)

※添付の申込用紙にて申込みをお願いします。

(古い申込書は使用しないでください)

7. 申込先 〒812-0857
福岡市博多区西月隈 3-1-2-603
博多区剣道連盟 事務局 石井豊勝
TEL 080-1750-0158 FAX 092-776-6401

8. 申込締切 令和3年12月21日(火) 必着 厳守

9. 審査料 前段を博多区外で取得の場合、入会金1,000円が必要です。
また70歳以上の高齢者は、登録料が半額になります。(申込時に登録料は不要です)

	入会金	年会費	手数料	審査料	登録料	合計	年会費済
三段(高校生)	(1,000)	2,000	1,000	5,200	(11,000)	8,200	6,200
四 段	(1,000)	4,000	1,000	7,200	(17,700)	12,200	8,200
五 段	(1,000)	4,000	1,000	9,100	(22,300)	14,100	10,100

受審料振込先 福岡銀行 住吉支店 普通 1547704
口座名義 博多区剣道連盟 会計 井上耕治
(振込手数料は団体負担)

10. 安全対策（新型コロナウイルス感染症対策含む）別紙参照

受審者は、各自十分健康管理に留意し本審査会に参加すること。

高齢の受審者については、特に留意のこと。

主催者に於いて、審査実施中、傷害発生の場合は、看護師により応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合の治療費は自己負担とする。

なお、受審者は自己責任において、傷害保険に加入すること。

11. 特例措置

特例措置として次の(1)・(2)のいずれかに該当する受審者は、学科の審査（筆記試験）を免除する。

(1) 審査当日に満年齢70歳以上の者。

(2) 五段を受審する者で、全剣連社会体育指導者資格初級の認定を受けた者。

認定証コピーを申込書に添付すること。

12. 注意事項

日本剣道形及び学科審査に不合格となった受審者は再受審が認められる。

ただし、当日日本剣道形を受審しない者の再受審は認めない。

なお、本審査日より1年経過後は、再受審は無効となるので留意すること。

以上